

赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法に基づき、将来、予想される本格的な人口減少社会の到来に対応するため、赤平市では「戦略会議」並びに「みらい部会」から示された答申をもとに、「赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略(素案)」を策定しました。

赤平市では、市内に働く場があるという強みを活かし、「しごと」が「ひと」を呼び、「まち」を形成するという考えから、赤平市の総合戦略は「しごと・ひと・まち」の名称を使用しています。

■総合戦略の基本目標

- ①地元産業の強みを活かした雇用確保と地域産業の振興
- ②若者が安心して子どもを生み育てられる地域づくり
- ③高齢者が生きがいを持って安心して生活できるブラチナ社会の形成
- ④恵まれた自然環境と地域資源を生かした個性と魅力あるまちづくり

問合せ 企画財政課地方創生担当

☎ 32・1834

住民説明会を開催します

日時 1月13日(水)

① 10時30分 ② 18時30分

会場 交流センターみらい

4階かたらいホール

内容 市の総合戦略(素案)に関する説明(①、②ともに同じ内容)。

パブリックコメント(意見募集)を行います

市の総合戦略(素案)に対するご意見を募集します。

募集期間 1月13日(水)～26日(火)

公表場所 市役所コミセン閲覧コーナー、東公民館、平岸連絡所、交流センターみらい、あか

びら市立病院、市ホームページ

意見の提出方法

●持参(各公表場所の「意見箱」)

●郵送(泉町4丁目1 市役所)

●ファックス(FAX 32・5033)

●Eメール(kikaku@city.aka

bira.hokkaido.jp)

意見の提出様式

任意の様式または各公表場所に備えつけている用紙

※ご意見に対する個別の回答は行いませんが、個人が特定されない形で、意見の概要とそれに対する市の考えを公表する予定です。

平成28年度 赤平幼稚園入園児募集!

【3歳児】

平成24年4月2日

～平成25年4月1日生

【4歳児】

平成23年4月2日

～平成24年4月1日生

【5歳児】

平成22年4月2日

～平成23年4月1日生

■申請書配布場所・期間

●赤平幼稚園

●1月19日(火)～21日(木) 9時～15時

■申請書提出先(面接場所)・期間

●赤平幼稚園

●2月3日(火)～5日(金)

■募集人数

●3歳児 25人 ●4歳児 41人

●5歳児 41人

※募集人数を超えた場合は選考となります。

■保育料 6,100円

※右記を上限として、世帯の所得状況やお子さんの人数により異なります。

○預かり保育

保護者が就労している場合、午後からの預かり保育を実施しています。幼稚園保育料とは別に、利用料金月額4,000円がかかります。

■問合せ

赤平幼稚園(幌岡町113)

☎ 32・2416

平成28年度 文京・若葉保育所入所児募集!

■申請書配布場所・期間

●子ども未来・医療給付係

●1月12日(火)～19日(火)

※面接は日程調整の上、各保育所で行います。

■保育所に入所できる基準等

保護者が、家庭外で仕事をしている場合または家庭内で日常の家事以外の仕事をしている「就労」、母親が妊娠中または出産後間がない「出産等」、保護者の「疾病」、親族の「介護」などの事情に該当し、保育の必要性があると認定される場合に限ります。

■提出していただく書類

①勤務証明書(就労の場合のみ)

※その他の事情の場合はお問合せください。

②平成27年度市町村民税課税非課税証明書

※平成27年1月1日に市内に住所がある方は、こちらで課税状況を確認させていただき、ますので、課税(非課税)証明書の提出は不要です。

■保育料

お子さんの年齢と保護者の市民税額などによって算定します。

※平成27年4月より、子育て世帯への経済的負担軽減策として保育料を国の基準から50%軽減しています。

■問合せ

子ども未来・医療給付係

☎ 32・2216



とマイナンバー



マイナンバー
1月スタート。

平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が開始されることにより、市税の手続きにおいて各種申請書や申告書などの提出の際に、納税者の方や従業員の方々のマイナンバーなど(個人番号または法人番号)の記載が必要になります。

税の手続きに
関する問合せ
市 税 係
☎ 32-2219

◆主な提出書類へのマイナンバー記載開始時期

税 目	提 出 書 類	番 号 の 記 載	記載開始時期
個人住民税	市民税・道民税申告書	平成28年分の所得に係る申告から	平成29年1月以降
	給与支払報告書	平成28年1月1日以降に支払う分の報告から	平成29年1月以降
	退職所得に係る特別徴収票	平成28年1月1日以降に支払う分の報告から	平成28年1月以降
	特別徴収に係る異動届等	平成29年1月1日以降に行う届出から	平成29年1月以降
法人市民税	法人市民税申告書	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告から	確定申告 平成29年2月以降 中間・予定 平成28年8月以降
固定資産税	償却資産申告書	平成28年1月1日以降に行う申告から	平成28年1月以降
軽自動車税	軽自動車税減免申請書	平成28年1月1日以降に行う申請から	平成28年1月以降
入 湯 税 た ば こ 税	申告書	平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告から	平成28年2月以降
そ の 他	上記以外の申請書・届出書 (例 相続人代表者指定届、 各税減免申請書など)	平成28年1月1日以降に行う申請・届出から	平成28年1月以降

※上記以外にもマイナンバーの記載が必要な場合があります。

◆上記の手続きにおける本人確認(必要書類)

マイナンバー(個人番号)を記載した申告書や申請書などを提出する際は、これまでの本人確認の書類のほか、マイナンバーを確認する書類を提示していただく必要があります。以下の書類を提示していただくか、写しを提出してください。

なお、法人番号の場合は以下の書類は不要です。

① 窓口での提出の場合

以下の○印のうち、いずれか

- 個人番号カード
- 通知カードと運転免許証や障害者手帳などの本人確認書類
- 個人番号が記載された住民票の写しなどと運転免許証や障害者手帳などの本人確認書類

② 郵送での提出の場合

「①窓口での提出の場合」と同じ書類の写しを同封してください。

③ 代理人による提出の場合

以下3点のすべて

- 「①窓口での提出の場合」と同じ書類
- 代理権を証明する書類(委任状など)
- 代理人の運転免許証や障害者手帳などの身元確認書類

税の手続きが
始まる
季節
です。



危ない!

マイナンバーに便乗した
不正勧誘
個人情報の取得に
ご注意ください!

マイナンバーの通知や利用、個人番号カードの交付などの手続きで、市役所が口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金を要求したりすることはありません。

マイナンバー制度をかたった不審な電話、メール、手紙、訪問などによる不正な勧誘や個人情報の取得には十分ご注意ください。